

# 第 I 部

## 加東市行財政改革大綱



平成 19 年 1 月 23 日

## □□□ 目 次 □□□

1	はじめに	.....	P. 1
2	国が求める行政改革	.....	P. 2
3	行財政改革の取組手法	.....	P. 3
	(1) 大綱の構成と取組期間 (P. 3)		
	(2) 行財政改革推進の検証 (P. 3)		
4	行財政改革の基本目標	.....	P. 4
	(1) しっかりとした財政基盤の確立 (P. 4)		
	(2) 分権型社会に対応した組織・職員づくり (P. 4)		
	(3) 市民と行政のパートナーシップの構築 (P. 5)		
5	行財政改革の実施項目	.....	P. 6
	(1) 事務・事業の再編・整理、廃止・統合 (P. 7)		
	(2) 民間委託の推進 (指定管理者制度の活用を含む) (P. 8)		
	(3) 定員管理、給与の適正化及び人材育成の推進 (P. 10)		
	(4) 地方公営企業の経営健全化 (P. 11)		
	(5) 公正の確保と透明性の向上 (P. 12)		
	(6) 自主性・自律性の高い財政運営の確保 (P. 12)		
	(7) 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織 (P. 13)		
	(8) 地域協働 (市民参加) の推進 (P. 14)		
	(9) 電子自治体の推進 (P. 15)		
	(10) 地球環境を守るまちづくり (P. 15)		
6	行財政改革の財政効果	.....	P. 16
	[資料]	.....	P. 17
	○ 加東市行財政改革の推進体制図 (P. 18)		
	○ 加東市行財政改革推進委員会名簿 (P. 19)		
	○ 加東市行財政改革推進本部設置要綱 (P. 20)		
	○ 加東市行財政改革推進委員会設置要綱 (P. 22)		

## 1 はじめに

平成 18 年 3 月 20 日、旧加東郡 3 町（社町・滝野町・東条町）が合併し、人口 40,334 人、面積 157.49 平方キロメートルの加東市が誕生した。

合併は、今後予想される地方分権の進展や少子・高齢化の進行などに対応した「自立したまちづくりの推進」また、道路交通網の整備や生活行動の多様化の中で、生活行動範囲の拡大に伴う「広域的なまちづくりの推進」さらに、「行財政能力の向上」の必要性から行ったものであり、早急にしっかりとした財政基盤を確立するとともに、合併効果を生み出すための一体的で公平な行政運営を推進していかなければならない。

財政面からみた加東市の現状は、実質的に初めてとなる平成 18 年度一般会計当初予算では、旧町それぞれで行ってきた事務事業をそのまま引き継いだものもあることから、約 9 億 8 千万円の財源不足が生じ、基金<sup>\*1</sup> を取り崩して確保することになった。また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率<sup>\*2</sup> は 93.7% と極めて高く、新たな事業に充てる財源はほとんどない状況である。今後は、合併によるスケールメリット<sup>\*3</sup> を十分に活かしながら、徹底した行財政改革の取組のもと、収入の確保に努めるとともに、限られた財源で最大の効果を生み出していく行政機能の構築が必要である。

また、これまで全国一律で行われてきた行政サービスは、そこに住む市民の視点から捉え直し、市民の「負担と選択」に基づき、地域の特性を活かしながら、行政と市民の役割分担による協働・パートナーシップ<sup>\*4</sup>のもと、より良いまちづくりを推進していくことが求められていることから、職員一人ひとりのより一層の意識改革はもとより分権型社会の担い手にふさわしい人材の育成や組織編成も重要な課題となっている。

加東市では、このような状況を踏まえ、『山よし！技よし！文化よし！ 夢がきらめく☆元気なまち 加東』の実現に向けて、簡素で効率的かつ透明性の高い行財政運営を構築するため「加東市行財政改革大綱」を策定し、今後策定する総合計画<sup>\*5</sup> に反映させるとともに、大綱に基づいた改革を確実に実践していかなければならない。

※なお、加東市の行財政改革は、財政基盤の確立が重要であることから、「行政改革」とせず「行財政改革」とする。

## 2 国が求める行政改革

財政状況が厳しさを加える中、政府は「小さな政府」を志向し、国・地方を通じた行政改革を強力に推進している。構造改革の柱の一つとして、「民間にできることは民間に」、「地方にできることは地方に」の観点から、行政全般にわたる構造改革を強力に推進するため、平成 16 年 12 月に「今後の行政改革の方針」が閣議決定され、平成 17 年 3 月には「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（以下、「新地方行革指針」という。）が示された。

新地方行革指針では、行政組織運営全般について、計画策定（Plan）→実施（Do）→検証（Check）→見直し（Action）のサイクル（PDCA サイクル<sup>\*6</sup>）に基づき不断の点検を行いつつ、新地方行革指針を踏まえ、行政改革大綱の見直しを行うとともに、これに基づく具体的な取組を集中的に実施するため、平成 17 年度を起点とし、おおむね 21 年度までの具体的な取組を住民にわかりやすく明示した計画「集中改革プラン」を平成 17 年度中に策定し、公表することを求めている。

また、平成 18 年 8 月には「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（以下「地方行革新指針」という。）を策定し、「総人件費改革」「公共サービス改革」「地方公会計改革」「情報開示の徹底、住民監視（ガバナンス）の強化」について、更なる改革が示された。

加東市では、平成 18 年 3 月 20 日に合併したため、国の求める「集中改革プラン」は、平成 18 年度を起点に策定し、公表する。

\*1 基金……特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するために設けられる資金または財産

\*2 経常収支比率……人件費、扶助費、公債費など義務的性格の経常経費が、地方税や地方交付税などの経常的な一般財源総額に占める割合のこと。比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいるとされる。

\*3 スケールメリット……規模を大きくすることで得られる利益

\*4 パートナシップ……複数の者が対等かつ自由な立場で、共通する目的のために協力する関係

\*5 総合計画……地方自治体が長期的な展望の下で、総合的かつ計画的なまちづくりを進めるための指針となる最上位の計画

### 3 行財政改革の取組手法

#### (1) 大綱の構成と取組期間

##### ①大綱の構成

加東市行財政改革大綱は、第Ⅰ部を行財政改革大綱（本文）、第Ⅱ部を行財政改革大綱実施計画とし、第Ⅱ部の実施計画を「集中改革プラン」と位置付ける。

##### ②取組期間

加東市の行財政改革の取組期間は、合併後最初の4か年においてまちづくりの礎を築く必要があり、また、国の示す集中改革プランの終点も4年後の平成21年度としていることから、取組期間を平成18年度から平成21年度までの4か年とする。

##### ③推進体制……………（巻末資料参照）

行財政改革を確実に推進していくため、市長を本部長とした加東市行財政改革推進本部及び実行組織として推進部会を設置するとともに、市民からなる加東市行財政改革推進委員会を設置し、意見・提言を求めていく。

#### (2) 行財政改革推進の検証

加東市の行財政改革を確実に推進していくため、具体的な取組を明示した実施計画（集中改革プラン）について、PDCAサイクルに基づき不断の点検を行うとともに、行政評価システム<sup>\*7</sup>の構築により評価・検証を行っていく。

\*6 PDCAサイクル……………計画をたて、実施し、その結果を検証したのち、改善・見直し策や更なる次の施策を講じていくという組織行動の基本概念。自治体ではこれまで、計画をたて(Plan)実施する(Do)というプロセスで一つの施策や事務事業が完結する傾向にあった。

\*7 行政評価システム……………市が実施する各種の施策・事務事業について、事前・実施中・事後に一定の基準や指標で妥当性や効率性を判定するシステム。行政自らが行う内部評価と市民が行う外部評価がある。

## 4 行財政改革の基本目標

行財政改革の推進に当たっては、厳しい財政状況の中で、コスト意識や競争原理など民間の発想を活かした行財政運営への転換を進めながら、分権型社会に対応した組織づくり・職員づくりを行うとともに、行政と市民の役割分担を明確にし、パートナーシップによるまちづくりを推進していかなければならないことから、次の3項目を行財政改革の基本目標とする。

### (1) しっかりとした財政基盤の確立

合併までにそれぞれの地域が育んできた地域の良さを活かし、個性あふれるまちづくりを展開していくためには、しっかりとした財政基盤を確立しなければならない。しかしながら、歳入見込みは、税源移譲による地方税の増額はあるものの地方交付税<sup>\*8</sup>は減額見通しであり、一方、歳出においても、人件費の削減を行うものの扶助費、公債費の義務的経費<sup>\*9</sup>に加えて下水道会計等への繰出金の増加により、歳入歳出の収支バランスが保てない状況である。

今後は、職員一人ひとりがコスト意識を持ち、投資的経費<sup>\*10</sup>の削減や物件費等を抑制しながら、旧3町から引き継いだ事業や施設については徹底した整理・合理化を行うとともに、工業団地に企業誘致を進めるなど、新たな財源の確保にも努めていく。

これら行財政改革の取組により、特別な投資的事業を実施しない限り、基金からの繰入を必要としない財務体質に転換するとともに、取組期間中に基金総額50億円、財政調整基金<sup>\*11</sup>25億円の確保を目標とする。

### (2) 分権型社会に対応した組織・職員づくり

合併後の新市に対して市民が最も期待していることは、行政組織のスリム化・効率化による職員数の適正化、人件費の削減であり、地方行革新指針においても取組期間内での5.7%の定員純減を求めている。加東市では、平成18年度に定員適正化計画を策定し、7.7%（48人）の定員純減を目標に取り組むこととする。

しかしながら、一時期の職員数の大幅削減は、市民サービスの低下を招く恐れもあり、加えて、これからの分権型社会にあっては、多様化・専門化する市民ニーズに対して、より一層高い能力や意欲を持った職員が必要であることから、職員の資質向上に努めながら、次代を担う職員の採用も随時行っていかなければならない。

また、限られた財源及び人員の中で、効率的かつ効果的に業務を遂行できる組織体制への転換も必要である。

### (3) 市民と行政のパートナーシップの構築

今後のまちづくりは、市民一人ひとりが主体的にまちづくりに関わり、市民と行政が役割分担を明確にし、お互いの情報を共有しながら対等な立場で協力・連携するパートナーシップに基づく協働を進めることが求められ、市域の小・中学校区単位での住民自治組織の創設や市民の主体的・自立的な地域づくりに対してのサポートが必要である。

また、広報紙をはじめケーブルテレビやインターネットを活用した情報化の推進により様々な行政情報を公開及び提供するとともに、パブリックコメント制度<sup>\*12</sup>の導入などにより、市民の意見や提言を市の政策形成に反映していくシステムを構築する。

\*8 地方交付税……地方公共団体の財源不足や団体間の財政不均衡を是正し、その事務を遂行できるよう国から地方公共団体へ交付される資金

\*9 義務的経費……国または地方自治体の一般歳出のうち、支出することが制度的に義務づけられている経費のこと。人件費、扶助費及び公債費の3つからなる。

人件費は、職員の給料や議員報酬など。扶助費は、生活保護法や児童福祉法などに基づき公的扶助制度の一環として対象者に支給する費用。公債費は、国や地方自治体の借入金を返済するために必要な経費

\*10 投資的経費、物件費……投資的経費は、その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等のストックとして将来に残るものに支出される経費。物件費は、旅費、消耗品費や委託料など、他の性質に属さない消費的な経費

\*11 財政調整基金……地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するために、条例の規定により積み立てておく資金

\*12 パブリックコメント制度……行政が、政策や計画を立案するに当たり市民の意見を募集し、その意見を政策決定に反映する機会を持つ制度

## 5 行財政改革の実施項目

- (1) 事務・事業の再編・整理、廃止・統合
  - 事務事業の見直し
  - 受益と負担の適正化
  - 市民サービスの向上
- (2) 民間委託の推進（指定管理者制度の活用を含む）
- (3) 定員管理、給与の適正化及び人材育成の推進
  - 定員管理の適正化
  - 手当の総点検をはじめとする給与の適正化
  - 人材育成の推進
- (4) 地方公営企業の経営健全化
  - 病院経営検討及び地域医療の確保
- (5) 公正の確保と透明性の向上
- (6) 自主性・自律性の高い財政運営の確保
- (7) 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織
  - 分庁方式のあり方と庁舎整備の検討
- (8) 地域協働（市民参加）の推進
- (9) 電子自治体の推進
- (10) 地球環境を守るまちづくり

## (1) 事務・事業の再編・整理、廃止・統合

### ■事務事業の見直し

すべての事務事業について、必要性や緊急性及び費用対効果、市民サービス向上の観点から総点検を行い、効率的で効果的な事業展開を目指すとともに、職員一人ひとりが強いコスト意識を持ち、日々の業務に取り組んでいく。

また、旧3町それぞれで実施してきた重複する事業や同種の施設が多数あるため、合併効果や経費削減の観点から、整理・合理化を行う。

- ・国際交流協会や花と緑の協会、観光協会などの同種の協議会は、統合・一本化するとともに、事業内容や運営方法の見直しを行いながら、運営補助金等の削減を図る。
- ・文化会館や体育館、グラウンドなど同種の公共施設は、役割や機能、利用状況を踏まえ、廃止や指定管理者制度への移行を検討する。特に、公共施設の用に供している借地については、費用対効果の観点から、廃止も含めて検討する。
- ・旧3町において実施してきたイベントは、地域文化の創造に寄与してきたことから、合併後も引き続き実施しているが、市民の一体感の醸成や旧町意識の垣根を取り払う意味からも発展的に解消し、加東市としての統合イベントを早期に実施する。
- ・各種団体への補助金等については、合併前の旧3町の補助額を根拠として補助しているが、行政の責任分野や経費負担のあり方を明確にするとともに、各種団体の事業内容や活動内容の調査を行い、団体の自立化や規模縮小を視野に入れながら、補助額の適正化に努める。
- ・加東市の投票区数は、合併により36か所となり、各投票区の選挙人の数は100人程度から2,000人超と様々である。モータリゼーションの進展や期日前投票の実施により、投票区の統廃合による影響は少ないと考えられることから、1投票区あたりの選挙人1,000人以上を基準に統廃合を行うとともに、232か所あるポスター掲示場の見直しを図り、選挙経費を削減する。

## ■受益と負担の適正化

税は、市政運営の財源の根幹を成すものであり、かつ、納税は国民の義務であるという観点から、滞納は決して許されるものではない。よって、納税意識の向上を図るための啓発活動はもとより、滞納管理システムを導入し収納率の向上や滞納防止対策を強化するとともに、徴収嘱託員による徴収やインターネット公売を検討し、実施する。

また、上下水道料金、住宅新築資金等貸付金、市営住宅家賃等の税外徴収金についても収納率の向上や滞納防止対策を強化し、上下水道料金については、料金収納業務と併せて滞納整理業務を外部委託する。

合併後も不均一となっている廃棄物処理手数料については、負担の公平化と受益者負担の原則に基づき、市内同一単価に取り組まなければならない。

## ■市民サービスの向上

加東市では合併後、旧3町の庁舎を活かす分庁方式を採用し、各庁舎に窓口センターを設置、ワンストップサービスを推進している。現在の分庁方式で、どのような方法が市民により良いサービスを提供できるのか市民の意見を聴きながら、また、今後の庁舎整備の方向性も見極めながら、市民サービスの更なる向上に努めていく。

また、できるだけ早期に市民の一体感を醸成する必要があることから、全市でのケーブルテレビ整備を推進し、地域コミュニティの活性化に向けて、多様なサービスを提供していく。

### (2) 民間委託の推進（指定管理者制度の活用を含む）

民間サービスの多様化の中で、行政が行っているサービスについて、民間が果たせる業務が多くなってきている。地方行革新指針において、市場化テスト<sup>\*13</sup>の積極的な活用が求められていることなどからも、事務事業について民間委託の可能性を検討する。また、公共施設について、市民サービスの向上と経費削減の観点から、指定管理者制度<sup>\*14</sup>を導入する。

加東市においては、公共施設の管理のあり方について検証を行い、平成18年9月の指定管理者制度への移行期限までに、12の公共施設について指定管理者制度を導入した。（既指定の2施設を含めて合計14施設を指定）

今後は、体育館やグラウンドなどの体育施設について、指定管理者制度への移行

や既指定施設について公募による指定を検討するなど、市民サービスの向上と経費削減に取り組む。

＜指定管理者制度導入施設＞

- ・加東市やしろ国際学習塾
- ・加東市滝野文化会館
- ・加東市東条文化会館
- ・加東市社福祉センター
- ・加東市滝野福祉センター「はびねす滝野」
- ・加東市東条福祉センター「とどろき荘」
- ・加東市東条デイサービスセンター
- ・加東市産地形成等促進施設・道の駅とうじょう
- ・加東市やしろ鴨川の郷
- ・加東市滝野交流保養館
- ・加東市内水面関連知識普及教育施設加東市アクア東条
- ・加東市滝野産業展示館
- ・加東市老人等福祉施設ラポートやしろ
- ・加東市河高交流センター

\*13 市場化テスト……「官民競争入札」とも呼ばれ、様々な公共サービスについて「官」と「民」がコストやサービスの品質両面で競い、優れた方が落札するという仕組みのことで、官業の民間開放を促進するための施策

\*14 指定管理者制度……「公の施設」の管理委託については、これまでは公共団体や公共的団体、地方公共団体が設立した出資団体などに管理運営を委託する方式に限られていたが、平成15年の地方自治法の改正により市議会の議決を経て指定された民間事業者を含む幅広い団体（指定管理者）に委ねることができるようになった制度

### (3) 定員管理、給与の適正化及び人材育成の推進

#### ■定員管理の適正化

加東市においては、合併前から旧3町それぞれで職員数の削減に取り組んできたが、合併の目的や市民の合併効果への期待を踏まえ、更なる職員数の削減が必要である。

また、地方行革新指針においても、行政改革の取組期間中に5.7%の定員純減を求めていることから、事務事業及び職員配置の見直しや業務のアウトソーシング、また、業務の多様化に対応した任用形態の検討や退職勧奨の実施など徹底した取組により、7.7%（48人）の定員純減を目指す。

一方、団塊の世代の退職を目前に控え、退職者不補充を基本としながらも、分権型社会への対応や地域の雇用創出、職場の活性化などの観点から、継続的に少人数の職員採用は行わなければならない。

- ・市議会議員の定数については、加東市行財政改革推進委員会の意見や近隣市における定数削減の動きなども踏まえ、定数の適正化を図ることが必要である。

#### ■手当の総点検をはじめとする給与の適正化

- ・職員は「市民の重い負担により給与を得ている」ということを肝に銘じなければならない。

平成17年度の人事院勧告において、新給料表の導入や地域手当、枠外昇給の廃止など抜本的な給与構造の改革に早急に取り組むことが勧告された。

加東市では、地域手当については廃止としたものの、新給料表の導入をはじめとした抜本的な改革には至っていない。新給料表の導入は労使の合意が必要であるが、近隣市がすでに導入済みであることなどから、昇給制度や実績主義による人事評価と併せて早急に導入し、市民の理解と納得が得られる給与制度を構築する。

また、手当については合併時に点検及び見直しを行ったが、支給の合理性や妥当性について再度総点検を行い、新給料表の導入と併せて、総人件費の削減を行う。

定員管理、給与の状況については、他団体との比較や全国的な指標を示すなど、市民に理解しやすいかたちで随時、公表する。

#### ■人材育成の推進

これからの分権型社会の担い手にふさわしい人材の育成が重要であることから、人材育成に関する基本方針を策定するとともに、職員の資質向上に向けて研修制度の充実を図りながら、人事評価システムや昇任制度、希望降任制度を構築し、導入を進める。

これら諸制度の導入により、これまでの年功序列的な人事制度から脱却するとともに、若手職員や女性職員の任用なども含めて、真の実績主義や成果主義に基づく任用を行い、組織の活性化を図る。

また、職員の能力が組織の中で最大限発揮できる業務体制や環境づくりの整備も併せて進める。

#### (4) 地方公営企業の経営健全化

地方公営企業（水道事業、病院事業）や下水道事業に対する一般会計からの繰出金が、市の財政悪化の一因でもあることから、地方公営企業にあっては中期経営計画を策定・公表し、「公共の福祉と経済性」の経営の基本原則のもとに運営を行うとともに、下水道事業にあっても補助事業別に3つに分かれている会計を統合し、経営の健全化や透明性の確保の観点から、企業会計に移行する。

#### ■病院経営検討及び地域医療の確保

医師不足をはじめとした厳しい医療環境の中で、公立社総合病院及び東条診療所のあり方や地域医療の確保について、医師会や学識経験者、医療コンサルタントらによる病院経営検討プロジェクト委員会（仮称）を早急に設置し、検討する。

## （５）公正の確保と透明性の向上

地方公共団体の自己決定権の拡大に伴い、市民等への説明責任を果たし、議会や市民の監視のもとに公正の確保と透明性の向上を図ることが求められている。

このような観点から、情報公開条例や行政手続条例の的確な運用に努めながら、広報紙やケーブルテレビ、インターネット、携帯電話を活用して、行政情報公開サービスや行政情報提供サービスなど情報化の推進を積極的に行うとともに、パブリックコメント制度を導入し、市民の意見や情報を市の政策形成に反映していくシステムを構築する。

## （６）自主性・自律性の高い財政運営の確保

厳しい財政状況の中で、事務事業の見直しを行いながら、自らの財政状況を分析し、歳出全般の効率化と財源配分の重点化を図るとともに、財政計画を策定し財政構造の改善に努めなければならない。

また、地方行革新指針では発生主義の活用及び複式簿記の考え方の導入を図り、貸借対照表<sup>\*15</sup>や行政コスト計算書<sup>\*16</sup>などの財務諸表の整備や債務圧縮、財源確保を図るために未利用財産の売却促進に取り組むことを求めている。

加東市では、現在活用されていない資産の有効利用または売却について、庁内プロジェクトを編成し、検討することとする。

歳入面では、しっかりとした財政基盤を確立するためにも、滝野工業団地やひょうご東条ニュータウンインターパークへの企業誘致を積極的に進めるとともに、法人市民税の超過課税実施の検討や目的別基金の造成、広報紙やホームページへの広告掲載など新たな財源確保に取り組む。

将来的に地方交付税が大幅に減額となる状況において、十分な自主財源<sup>\*17</sup>の確保なくしては、今後の加東市のまちづくりが進められないことを、職員一人ひとりが認識しなければならない。

\*15 貸借対照表……財政状況を示す表で、一方に負債と資本を、他方に資産を記入して両者を対比させる。資産、負債及び正味財産を金額で明示しているため、経済活動の状況を知ることができる。

## （７）行政ニーズへの迅速かつ確な対応を可能とする組織

新地方行革指針において、旧来の縦割り型組織にとらわれず、政策目標に基づき、効率的かつ効果的に事務事業を処理しうる組織とする必要があると示されている。

加東市においては、合併時の輻輳した事務を処理するため、新市発足時は部課を細分化した。このため、同種の事務事業が複数の部課に分かれていたり、連携の必要な部課が同じ庁舎にないなどの弊害が起きている。今後は、分庁方式のあり方と庁舎整備の検討を行うとともに、組織のフラット化やグループ化も視野に入れながら、職員数の削減も含め、段階的に部課の統廃合を行う。統廃合に当たっては、新たな行政課題や市民ニーズに的確に対応し、行政効果を高めていける組織・機構とする。

また、分権型社会においては、地域の特性を活かした施策の自己決定・自己責任が求められ、重要課題については各部局の横断的な協議・調整が必要なことから、実行組織として庁内プロジェクトチームを制度化し、有効に活用していく。

さらに、これからの行政の施策・事務事業については、PDCAサイクルによる検証が求められていることから、ニューパブリックマネジメント<sup>\*18</sup>の手法を取り入れた行政評価システム（内部評価）を導入するとともに、市民の視点による客観的な評価を得るために、市民や学識経験者らによる外部評価システムの構築を進める。

\*16 行政コスト計算書……その年のみで消費される人件費や発生主義に基づいて計上される減価償却費などを把握した1年間の行政サービス活動のコストを示したもの。企業会計の損益計算書に該当する。

\*17 自主財源……地方公共団体が自主的に収入しうる財源。地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金、諸収入がこれに該当する。

\*18 ニューパブリックマネジメント……民間企業における経営理念、手法、成功事例をできる限り行政分野に導入することで、効率的で質の高い行政サービスの提供を目指すもの

## ■分庁方式のあり方と庁舎整備の検討

加東市では、合併協議において3町対等合併と既存庁舎の有効利用により従来の住民サービスを維持する措置として、分庁方式を採用した。現行の分庁方式下では、合併に対して市民が期待する効果が現れにくく、経費の削減や行政のスリム化、職員数の適正化が十分に行えない状況であることから、行財政改革の推進については、庁舎の統合・一本化が大きな課題とも言える。

しかしながら、統合庁舎の整備には、合併特例債<sup>\*19</sup>を活用できるとはいえ、多額の一般財源が必要であることから、厳しい財政状況の中では現実的な対応も検討しなければならない。

よって、行政組織・機構の見直しと併せて、先進地の事例などを調査・研究するとともに、庁舎整備検討委員会等を編成し、庁舎整備の方向性について検討していく。

## (8) 地域協働（市民参加）の推進

地域の特性を活かしたまちづくりを推進していくためには、行政と市民の役割を明確にし、相互に情報交換を行い、行政課題や地域課題を共有しながら事業の展開を図っていくなど、連携や協働関係を築いていくことが重要である。今後は、公共的サービスの担い手になりうるNPO<sup>\*20</sup>等の新たな市民活動団体も増えつつある状況を踏まえ、市民と行政のパートナーシップの構築を進めながら、市域の小・中学校区単位での住民自治組織の創設や主体的・自立的な地域づくり活動への支援制度を検討し、実施する。

また、加東市には兵庫教育大学が設置されており、人的・知的資源や物的資源が備わっている。大学の使命が、教育、研究に加え地域社会に対する貢献も重要であると認識されてきたことから、これらの知的資源等をまちづくりに活かすとともに、大学と自治体、そして地域がお互いに連携し、協働していける関係を築かなければならない。

\*19 合併特例債……合併市町村が、まちづくり推進のため新市建設計画に基づいて行う事業や基金の積立てに要する経費について、合併年度及びこれに続く10か年度に限り、その財源として借り入れることができる地方債（全体事業費の95%）のこと。元利償還金の70%は地方交付税として後年に交付される。

### （９）電子自治体<sup>\*21</sup>の推進

平成 18 年 1 月に政府 I T 戦略本部が「I T 新改革戦略」を発表し、市民サービスに直結する地方公共団体の電子化が不十分で、財政の健全化や行政の簡素化・効率化、市民サービスの向上に向けて、I T を最大限活用した業務改革、行政改革が必要であるとしている。

加東市においては、電子化が不十分な状況もあり、情報セキュリティの確保に十分留意しながら、「電子市役所の構築」を推進し、電子入札や電子決裁の実施、行政情報の公開・提供など様々なサービスを提供し、市民サービスの向上に努める。

### （10）地球環境を守るまちづくり

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムは、地球環境への大きな負担により自然環境のバランスを崩し始め、地球温暖化等の環境問題が深刻化している。バイオディーゼル燃料<sup>\*22</sup>の活用や低公害車（ハイブリッドカー）の導入、クールビズ・ウォームビズの取組など身近な市役所の業務から、地球環境を守るまちづくりを推進し、環境意識の向上を図りながら、市民とともに循環型社会の構築に努めていく。

環境問題への取組は、財政負担を伴うものであるが、将来にわたって加東市の豊かな自然を守り、住みよいまちづくりを進めるうえにおいても、自治体の責務として推進しなければならない。

\*20 N P O ……民間非営利活動団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法（N P O 法）に基づく認証法人を N P O 法人という。

\*21 電子自治体 ……自治体が I T を活用し、住民の利便性・満足度の向上、行政運営の効率化などを実現するための取組

\*22 バイオディーゼル燃料 ……植物油脂や動物油脂などの再生可能な資源からつくられる軽油代替燃料。深刻化している都市の大気汚染防止に役立てるなど、エネルギー資源の枯渇、地球温暖化等の環境問題解決に貢献する燃料として注目されている。

## 6 行財政改革の財政効果

行財政改革の実施項目の推進による財政効果の目標は、次のとおりである。

(単位：百万円)

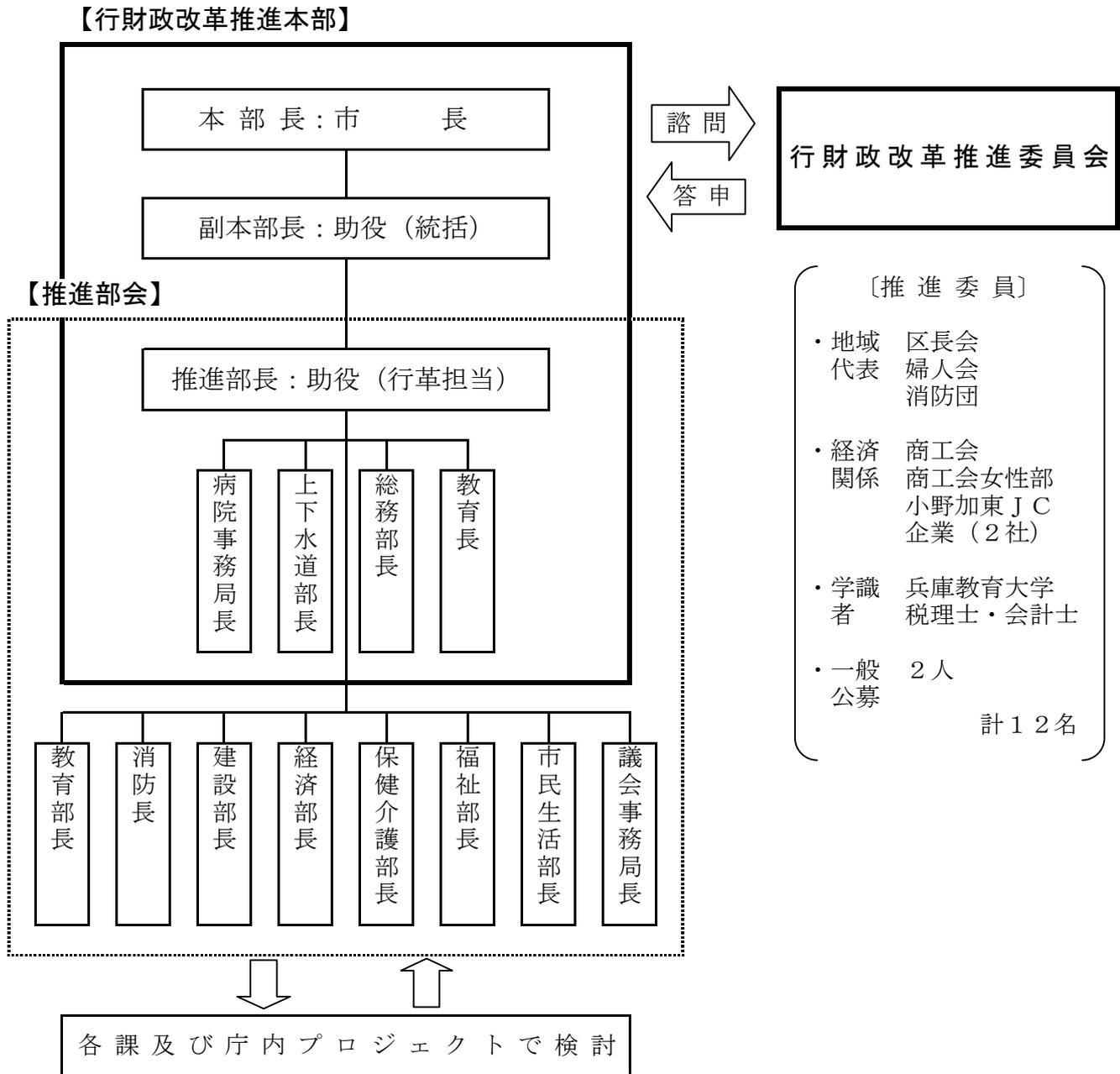
番号	実施項目	区分	H18	H19	H20	H21	
1	事務・事業の再編・ 整理・廃止・統合	○事務事業の見直し	歳出	1	21	32	42
		○受益と負担の適正化	歳入		62	74	74
		○市民サービスの向上	歳出			28	25
2	民間委託の推進	—	—	—	—	—	
3	定員管理の適正化	歳出	136	178	212	276	
	給与の適正化	歳出	114	149	144	159	
	人材育成の推進	—	—	—	—	—	
4	地方公営企業の経 営健全化	○水道事業	収入		17	5	5
			支出				
		○病院事業	収入				105
			支出	8	2	2	2
5	公正の確保と透明性の向上	—	—	—	—	—	
6	自主性・自律性の高い財政運営の確保	歳入		1	179	182	
		歳出		8	8	10	
7	行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織	歳出				30	
8	地域協働（市民参加）の推進	—	—	—	—	—	
9	電子自治体の推進	歳出			5	5	
10	地球環境を守るまちづくり	—	—	—	—	—	
合 計			—	259	438	689	915

※各実施項目の取組による職員及び人件費の削減分は、「3 定員管理の適正化及び給与の適正化」に含める。

〔資料〕

- 加東市行財政改革の推進体制図…………… (P. 18)
- 加東市行財政改革推進委員会名簿…………… (P. 19)
- 加東市行財政改革推進本部設置要綱…………… (P. 20)
- 加東市行財政改革推進委員会設置要綱…………… (P. 22)

# 加東市行財政改革の推進体制図



## 加東市行財政改革推進委員会名簿

(平成 18 年 9 月 29 日現在)

委員会職名	氏 名	備 考
	一 井 国 宏	経済関係
	岡 田 和 之	経済関係
委 員 長	川 本 幸 彦	学 識 者
	田 中 正 紀	学 識 者
	常 峰 登	地域代表
	友 藤 富 士 子	地域代表
	長 谷 川 妙 子	経済関係
	藤 井 悦 治	経済関係
	松 尾 康 男	一般公募
	山 下 洋 子	経済関係
	吉 田 伊 佐 見	一般公募
	吉 村 進 吾	地域代表

(50 音順)

○加東市行財政改革推進本部設置要綱

平成18年6月16日

訓令第33号

(設置)

第1条 行財政改革の推進を図るため、加東市行財政改革推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 行財政改革大綱の策定及び実施に関する事務
- (2) その他行財政改革に係る重要事項に関する事務

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

2 本部長は市長を、副本部長は統括助役をもって充てる。

3 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 行財政改革担当助役
- (2) 教育長
- (3) 企画部長
- (4) 総務部長
- (5) 上下水道部長
- (6) 公立社総合病院事務局長

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を統括し、本部を代表する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(推進部会)

第6条 本部に、推進部会を置く。

2 推進部会は、行財政改革担当助役が推進部長となり、推進部会の運営及び本部の職務を補佐する。

- 3 推進部会の会議は、必要に応じて推進部長が招集し、推進部長が座長となる。
- 4 部会員は職員のうちから市長が任命する。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成18年6月16日から施行する。

○加東市行財政改革推進委員会設置要綱

平成18年7月18日

告示第178号

(設置)

第1条 地方分権の進展等社会経済情勢の変化に対応した適切かつ合理的な行財政改革を推進するため、加東市行財政改革推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、加東市の行財政改革の推進について、必要な事項を調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 各種団体の推薦する者
- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成18年7月18日から施行する。